

# 治山事業実施方針

(平成21年度～平成25年度)

(北海道)

項 目	説 明
基 本 方 針	<p>○ 北海道の概況及び特性</p> <p>北海道の森林面積は553万9千ha（平成21年4月1日現在）であり、北海道の土地面積（除く北方領土）の70%を占めている。森林面積の55%が国有林とその比率は高く、民有林は248万3千haとなっている。</p> <p>また、北海道における保安林は、全森林面積に対して67%が指定され372万5千haとなっている。保安林内での民有林の面積は、86万4千haと、その割合は23%であり、うち水源かん養保安林が57%、土砂流出防備保安林が31%となっており、この2種で88%を占めている。</p> <p>北海道の山地は、崩壊や浸食を受けやすい第三紀・第四紀層の地質が約60%を占めるとともに、火山性噴出物で地表を覆われている箇所も多く、集中豪雨や春季の融雪により、山崩れ、土石流などの災害が発生しやすい自然環境にある。加えて、最近における異常気象による気候変動、あるいは、地震や火山の噴火が発生するなど、災害が多岐にわたり、かつ、大規模化する傾向にある。</p> <p>現在、北海道には、2万3千5百箇所の山地災害危険地区があるが、民有林においては、うち、89%の2万9百箇所の山地災害危険地区があり、治山事業を着手している割合は、41%と低位な状況にある。</p> <p>○ 整備の基本方針</p> <p>森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、異常気象による大きな気候変動、特に台風や低気圧などに伴う集中豪雨や暴風、あるいは地震や火山噴火など多様化する近年の山地災害から地域住民の生命や財産を守り、水資源をかん養し、豊かな生活環境の保全形成などを図るため、北海道では、平成21年～平成25年（5カ年間）において、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、計画的効果的な整備を行うものとする。</p> <p>また、道内13森林計画区の各々の実態に応じて治山事業を計画的に実施するものとし、地域住民が、安全で安心できる豊かな暮らしを実現できる社会の形成に資するものとする。</p> <p>○ 実施目標</p> <p>事業の実施に当たっては、地域の開発、災害及び各事業の進捗状況を総合的に考慮するものとし、次に掲げる方針を目標に、治山事業の計画的、効果的な推進を行うものとする。</p>

項 目	説 明
	<p>「安全で安心して暮らせる地域づくり」</p> <p>豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等多様な現象による山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設等の設置と機能が低下した保安林の整備を推進する。</p> <p>加えて、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や、地域における災害に対する監視・観測体制や避難体制の整備等との連携を通じた、山地災害による被害を軽減する減災に向けた効果的な治山対策を推進する。</p> <p>「豊かな水を育む森林づくり」</p> <p>水源かん養機能の維持増進を通じて良質な水の安定的供給と国土の保全に資するため、ダム上流等の重要な水資源や集落の水源となっている保安林において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林を維持・造成することとし、荒廃地や荒廃森林を再生するために必要な施設の設置と森林の整備を面的かつ総合的に推進する。</p> <p>「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」</p> <p>荒廃した里山林、都市近郊林の再生や海岸林の保全等により、森林の持つ防災機能と生活環境保全機能の発揮を図る。</p> <p>また、間伐材等自然素材を活かした工法の導入などの取り組みを進め、景観との調和、溪流生態系等自然環境の保全・形成と国土の保全との両立を目指す。</p> <p>この事業方針に基づき、計画期間内に</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 重要な水源地等を対象に荒廃した森林の再生等を81箇所を実施する。</li> <li>(2) 集落、市街地等の近接地域において、防災上の保全対策を89箇所を実施する。</li> </ol> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即し、北海道の計画目標を次のとおり設定し、治山事業を計画的・効果的に行っていくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林の山地災害防止機能が確保された地区数（集落のある地区数）を、現状の4,489箇所から4,677箇所へと、188箇所増加させることとし、特に、渡島檜山、釧路根室、石狩空知の各森林計画区について、重点的な事業展開を図る。</li> </ol>

項 目	説 明
他の事業との関連	<p>(2) 市街地や農地等を保全するため、延長3,500kmの海岸林や防風林を、海岸浸食、風害、病害虫から適切に保全することとする。 特に、十勝、釧路根室、網走東部の各森林計画区について、重点的な事業展開を図る。</p> <p>(3) 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</p> <p>(4) 人口集中地区を有する市町村において森林環境教育や健康づくりの場として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した森林への再整備を行う。特に、石狩市（石狩空知）、名寄市（上川北部）、羽幌町（留萌）について、重点的な事業展開を図る。 注）（ ）は森林計画区</p> <p>(5) 山村地域住民の生活環境の向上を図るため、生活環境保全林の整備を行う。特に、石狩市（石狩空知）、長万部町（渡島檜山）について、重点的な事業展開を図る。 注）（ ）は森林計画区</p> <p>事業の実施に当たっては、次のとおり協議調整を行うとともに、関係機関との連携を密にして効果的かつ効率的な執行に努めるものとする。</p> <p>(1) 治山事業と砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業等との連絡調整については、砂防治山連絡調整会議において、北海道森林管理局、北海道開発局、道建設部等と相互に協議調整を行うこととする。</p> <p>(2) 他の公共事業等との連携を一層強化し、一体となった施策の展開を図ることに努めるものとする。</p> <p>(3) その他、治山事業の実施に当たって関連する事業については、関係機関と事前に協議調整を図るものとする。</p>
その他	<p>治山事業についての普及啓発の推進などによる事業効果の高度発揮に努めるとともに、技術開発や情報の集積と有効利用などによる治山技術の発展・向上を図るものとする。</p>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>留萌森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は19万2千ha(うち民有林 3万5千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は18万9千ha(うち民有林 3万1千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、1,518箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は35%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の284箇所から289箇所以上へと、5箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約71kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> <li>・ 人口集中地区を有する市町村において森林環境教育や健康づくりの場として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した森林への再整備を行う。特に、羽幌町について、重点的な事業展開を図る。</li> <li>・ 山村地域住民の生活環境の向上を図るため、生活環境保全林の整備を行う。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>上川北部森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は23万2千ha(うち民有林 7万6千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は23万ha(うち民有林 7万5千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、1,020箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は32%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の153箇所から154箇所以上へと、1箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約29kmの防風林などを有しているが、風害、病虫害から、これら防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> <li>・ 人口集中地区を有する市町村において森林環境教育や健康づくりの場として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した森林への再整備を行う。特に、名寄市について、重点的な事業展開を図る。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>宗谷森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は15万4千ha(うち民有林 1万ha)であり、そのうち1号から7号保安林は15万2千ha(うち民有林 1万ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、595箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は39%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の139箇所から140箇所以上へと、1箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約140kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>石狩空知森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は54万9千ha(うち民有林 11万9千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は54万ha(うち民有林 11万9千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、3,718箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は39%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の619箇所から640箇所以上へと、21箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約246kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> <li>・ 人口集中地区を有する市町村において森林環境教育や健康づくりの場として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した森林への再整備を行う。特に、石狩市について、重点的な事業展開を図る。</li> <li>・ 山村地域住民の生活環境の向上を図るため、生活環境保全林の整備を行う。特に、石狩市について、重点的な事業展開を図る。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>上川南部森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は32万2千ha(うち民有林 6万3千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は32万1千ha(うち民有林 6万3千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、1,024箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は37%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の212箇所から217箇所以上へと、5箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約54kmの防風林などを有しているが、風害、病虫害から、これら防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>



項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>網走西部森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は23万2千ha(うち民有林 5万9千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は22万9千ha(うち民有林 5万8千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、509箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は31%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の33箇所から34箇所以上へと、1箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約146kmの防風林などを有しているが、風害、病虫害から、これら防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目	<p>網走東部森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の、保安林面積は23万6千ha(うち民有林 2万9千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は22万7千ha(うち民有林 2万7千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、796箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は38%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の166箇所から170箇所以上へと、4箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約174kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>釧路根室森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は36万6千ha(うち民有林 9万ha)であり、そのうち1号から7号保安林は36万ha(うち民有林 8万9千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、1,622箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は44%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の399箇所から442箇所以上へと、43箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約1,238kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>十勝森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は47万8千ha(うち民有林 7万9千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は47万7千ha(うち民有林 7万9千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、1,355箇所(山)の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は50%と、道内においては、比較的高い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の227箇所から232箇所以上へと、5箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約1,104kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病虫害から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>胆振東部森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は10万5千ha(うち民有林 4万3千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は10万4千ha(うち民有林 4万3千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、1,135箇所(山)の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は、31%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の184箇所から190箇所以上へと、6箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約78kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>日高森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は31万3千ha(うち民有林 8万2千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は24万6千ha(うち民有林 8万1千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、1,290箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は66%と、道内においては、比較的高い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の518箇所から530箇所以上へと、12箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約33kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p>後志胆振森林計画区 (概況)</p> <p>本地区の保安林面積は18万2千ha(うち民有林 5万7千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は18万1千ha(うち民有林 5万7千ha)となっている。</p> <p>現在、本地区の民有林においては、2,446箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は34%と、依然低い状況にある。</p> <p>(計画目標)</p> <p>本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p>また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の480箇所から490箇所以上へと、10箇所以上増加させることとする。</li> <li>・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約58kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li>・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> </ul>

項 目	説 明
森林計画区別の概況及び計画目標	<p data-bbox="491 322 762 353">渡島檜山森林計画区</p> <p data-bbox="491 360 564 392">(概況)</p> <p data-bbox="491 398 1358 517">本地区の、保安林面積は36万5千ha(うち民有林 12万1千ha)であり、そのうち1号から7号保安林は36万1千ha(うち民有林12万ha)となっている。</p> <p data-bbox="491 524 1369 642">現在、本地区の民有林においては、3,870箇所の山地災害危険地区があるが、そのうち治山事業を着手している割合は44%と、依然低い状況にある。</p> <p data-bbox="491 689 624 721">(計画目標)</p> <p data-bbox="491 728 1369 927">本地区においては、森林の有する公益的機能の一層の維持・向上を通じて、「安全で安心して暮らせる地域づくり」「豊かな水を育む森林づくり」「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」を推進することを基本に、地区の実態を踏まえ、治山事業を計画的に進めるものとする。</p> <p data-bbox="491 934 1369 1010">また、「森林整備保全事業計画」で示された成果指標に即した本地区の計画目標を次のとおり設定し、必要な整備を行う。</p> <ul data-bbox="475 1057 1369 1624" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="475 1057 1369 1176">・ 本地区における森林の山地災害防止機能が確保された地区数(集落のある地区数)を、現状の1,075箇所から1,150箇所以上へと、75箇所以上増加させることとする。</li> <li data-bbox="475 1223 1369 1375">・ 本地区においては、市街地や農地等を保全するため、延長、約130kmの海岸林や防風林などを有しているが、海岸浸食、風害、病害虫から、これら海岸林や防風林などを適切に保全することとする。</li> <li data-bbox="475 1422 1369 1498">・ 森林における生物多様性の保全を図るため、樹下植栽や広葉樹植栽などを行うことにより、針広混交林や複層林へ誘導する。</li> <li data-bbox="475 1545 1369 1621">・ 山村地域住民の生活環境の向上を図るため、生活環境保全林の整備を行う。特に、長万部町について、重点的な事業展開を図る。</li> </ul>